

## 飯能市議会基本条例の一部を改正する条例（案）

飯能市議会基本条例（平成24年条例第18号）の一部を次のように改正する。

目次中「第19条」を「第20条」に、「第20条―第22条」を「第21条―第23条」に、「第23条・第24条」を「第24条・第25条」に改める。

第24条を第25条とし、第19条から第23条までを1条ずつ繰り下げ、第18条の次に次の1条を加える。

（ICTの積極的活用）

第19条 議会は、ICT（高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成12年法律第144号）第1条の情報通信技術をいう。）を積極的に活用するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

情報通信技術を積極的に取り入れ、議会運営の効率化を推進するため、提案するものである。

飯能市議会基本条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第 1 章～第 7 章 省略</p> <p>第 8 章 議会及び議会事務局の体制整備(第 1 4 条－<u>第 2 0 条</u>)</p> <p>第 9 章 議員の政治倫理、身分及び待遇(第 2 1 条－<u>第 2 3 条</u>)</p> <p>第 1 0 章 補則(第 2 4 条・<u>第 2 5 条</u>)</p> <p>附則</p> <p><u>(ICTの積極的活用)</u></p> <p><u>第 1 9 条 議会は、ICT(高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(平成 1 2 年法律第 1 4 4 号)第 1 条の情報通信技術をいう。)を積極的に活用するものとする。</u></p> <p>(専門的識見の活用)</p> <p><u>第 2 0 条</u> 省略</p> <p>(議員の政治倫理)</p> <p><u>第 2 1 条</u> 省略</p> <p>(議員定数)</p> <p><u>第 2 2 条</u> 省略</p> <p>(議員報酬)</p> <p><u>第 2 3 条</u> 省略</p> <p>(最高規範性)</p> <p><u>第 2 4 条</u> 省略</p> <p>(見直し手続)</p> <p><u>第 2 5 条</u> 省略</p>	<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第 1 章～第 7 章 省略</p> <p>第 8 章 議会及び議会事務局の体制整備(第 1 4 条－<u>第 1 9 条</u>)</p> <p>第 9 章 議員の政治倫理、身分及び待遇(第 2 0 条－<u>第 2 2 条</u>)</p> <p>第 1 0 章 補則(第 2 3 条・<u>第 2 4 条</u>)</p> <p>附則</p> <p>(専門的識見の活用)</p> <p><u>第 1 9 条</u> 省略</p> <p>(議員の政治倫理)</p> <p><u>第 2 0 条</u> 省略</p> <p>(議員定数)</p> <p><u>第 2 1 条</u> 省略</p> <p>(議員報酬)</p> <p><u>第 2 2 条</u> 省略</p> <p>(最高規範性)</p> <p><u>第 2 3 条</u> 省略</p> <p>(見直し手続)</p> <p><u>第 2 4 条</u> 省略</p>